

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う施設使用料の返金(還付)について
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための、
施設キャンセルの場合、全額返金(還付)の対応をとっていましたが

5月7日利用分

までとさせていただきます。

今回の対応については、新型コロナ感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から「2類相当」から「5類相当」に移行されることに伴うものです。
令和5年5月7日までの利用分を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策理由での返金(還付)対象とし、令和5年5月8日以降の利用分は、従来の返金(還付)の基準での対応とさせていただきます。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

生駒市スポーツ振興課